

金融庁ニューズレター

第5号(12年11月)



(金融庁から望んだ国会議事堂)

財務局理財部長会議の開催について

10月17日、金融庁は本事務年度第1回目の財務局理財部長会議を開催した。会議においては、乾総務企画部長をはじめ各部長からの挨拶、各部局による業務説明、検査・監督行政の実情等意見交換が行われた。

10月17日、金融庁は本事務年度第1回目の理財部長会議を開催した。

会議では、はじめに乾総務企画部長から、金融庁発足にあたり、制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当する官庁として、時代の変化に的確に対応し、機動的かつ総合的な政策の遂行に努めることが必要との挨拶や来年の4月に迫った情報公開法の施行にあたっての留意事項についての説明等があった後、企画課長から金融制度に関する最近の主な動きや金融審議会の運営について説明があり、また、特定金融情報室長からマネー・ローンダリングに関する取組状況につ

いて説明があった。

監督部からは、高木部長から、引き続き監督部と財務局との緊密な連携が重要である旨の挨拶があり、信金・信組及び保険に対する監督についての説明及び要請があった後、監督部各課長、室長から、異業種の銀行業参入、地域金融機関に対する対応等それぞれが所掌する当面の諸課題について説明があり、質疑応答が行われた。

検査部からは、西川部長から、信用組合に対する集中検査の実施状況等について話があった後、総務課長から生命保険会社(19社)に対する検査結果等について説明があり、質

疑応答が行われた。
以上のほか、証券取引等監視委員会、金融

再生委員会からも各々の活動状況等について
説明が行われた。

(総務企画部政策課)

臨時財務局検査監理官等会議の開催について

信用組合の集中検査が過半数にまで進捗してきたことから、10月31日、全国の財務局の検査事務を統括する検査監理官等を招集し臨時財務局検査監理官等会議を開催した。会議においては、財務局において実施している検査における様々な問題点について、具体的事例に沿って意見交換を行うとともに、信用組合業界が実施した集中検査に関するアンケート結果についてヒアリングを行い、併せて意見交換を実施した。

○平成12年10月31日発表

金融庁検査部は、本日10月31日(火)午前10時20分から臨時財務局検査監理官等会議を開催した。

本日の会議は、信用組合の集中検査が過半数の信用組合に対し実施されるまでに進捗してきたことから、全国の財務局の検査事務を統括する検査監理官等を招集し、検査の実施状況を把握するため開催した。

会議においては、財務局において実施している信用組合、信用金庫に対する検査における様々な問題点、例えば、中小零細企業等の経営実態の把握において、経営者の信用力、企業の成長性や技術力等、当該企業の決算書等に直ちに現れない判断材料の見方などにつ

いて意見交換を行うとともに、金融検査に当たっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、金融検査マニュアルの機械的・画一的な運用に陥らぬよう、改めてその運用に当たった認識を再確認した。

また、検査指導官及び全国財務局の検査監理官による現場の検査官に対する指導・研修を徹底するとともに、被検査信用組合等との意見交換を引き続き実施することを確認した。

なお、本日の会議においては、信用組合業界が実施した集中検査(第一陣56組合)の検査に関するアンケート調査結果についてヒアリングを行い、これを踏まえ、意見交換も併せて実施した。

(検査部総務課)

(参 考)

信用組合集中検査実施状況(平成12検査事務年度)

(12年10月30日現在)

	実施予定	予 告	立入検査開始	立入検査終了
全国	2 5 5	1 5 6	1 3 4	1 1 3
本庁	-	3	3	3
関東	9 5	5 3	4 0	3 4
近畿	2 1	1 5	1 5	1 2
北海道	1 2	6	6	3
東北	3 1	1 9	1 9	1 3
東海	2 1	1 2	1 0	1 0
北陸	2 0	1 0	1 0	1 0
中国	1 5	1 1	1 1	1 1
四国	3	3	3	3
九州	1 5	1 2	8	7
福岡	2 2	1 2	9	7

注1 平成12年10月30日現在の信用組合数は、283であるが、現在実施中の集中検査は、今後の存続可能性を見るためのものであるため、破綻公表済みのものは検査対象としていない。

注2 平成11検査事務年度において検査を実施している信用組合は7信用組合である。

協栄生命保険株式会社について

10月20日、協栄生命は、厳しい財務状況の中で将来の会社更生を目指す観点から、東京地裁に会社更生手続開始の申立てを行った。今後、裁判所の監督の下で、更生計画が策定されることとなる。

○長官談話（平成12年10月20日）

1. 協栄生命保険株式会社（以下「協栄生命」という。）は、本日午後3時過ぎ、東京地裁に会社更生手続開始の申立てを行い、これを受けて地裁は保全管理人を選任し、保全命令を発出した。
2. 協栄生命は、厳しい財務状況の中、財務基盤の強化のため他社との提携等を追求してきたが、そうした取組が最終的に実を結ばない中で、同社の経営は厳しさを増している。同社はこのような状況の中で、保険契約者等の保護を図りつつ、将来の会社更生を目指す観点から、本日の申立てを行ったものと承知している。
3. 今後、裁判所の監督の下で更生計画が策定されることとなり、それまでの間は、新規の契約に関する業務、解約に関する業務等は停止されるが、保険金の支払い、保険料の受領等の業務については、原則として、引き続き行われることとなる。
4. 現在契約されている保険契約の取扱いは、更生計画において定められることとなる。生命保険契約については、生命保険契約者保護機構による資金援助等のセーフティ・ネットが整備されており、更生手続においても、保険業法に基づく保険契約の移転等の場合と同じく、予定利率の変更等の契約条件の変更はありうるものの、少なくとも責任準備金（ ）の90%までは確保されることとなる。また、平成13年3月末までの特例期間中に支払事由の生じた死亡保険金等については、その全額が支払われるなどの保護がなされることとなっている。
（ ）責任準備金：将来における保険金等の支払いのために積み立てられているべき準備金
5. 先般の千代田生命に続き、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（「更生特例法」）」に基づき、比較的早期の段階で申立てを行ったことから、当局としては早期に適切な更生計画が策定されることを期待する。
6. また、当庁としては、更生計画の策定に当たって保険業法の趣旨を踏まえつつ、保険契約者等の保護の立場から適切に対応してまいりたい。
保険契約者におかれては、冷静な行動をとられることを強く希望する。

（監督部保険課）

協栄生命保険株式会社の概要

1. 沿革
昭和10年12月 「協栄生命再保険株式会社」として発足
昭和22年5月 「協栄生命保険株式会社」として再発足

2. 本社所在地 東京都中央区日本橋本石町4丁目4番1号

3. 社 長 大 塚 昭 一

4. 主要計数

(単位:億円)

	10年3月期	11年3月期	12年3月期
保有契約高	643,542	615,913	577,301
総資産	52,458	50,802	(注)46,099
収入保険料	7,465	6,846	5,720
経常利益	270	210	43
当期利益	30	40	9

(注)43社(第百生命、大正生命、千代田生命及びカーディフ生命を除く。)中第11位。

- ・役員数(監査役含む): 16名(12年8月末現在)
- ・職員数 : 11,670名(うち内勤職員数2,221名、
営業職員数9,449名、12年8月末現在)
- ・店舗数(営業所等) : 590(12年8月末現在)
- ・保有契約件数(個人保険、個人年金合計): 約600万件(12年3月末現在)

5. ソルベンシー・マージン比率 : 210.6%(12年3月期)

(参 考)

○金融再生委員長談話(平成12年10月20日)

1. 協栄生命保険株式会社(以下「協栄生命」という。)は、本日、東京地裁に会社更生手続開始の申立てを行った。同社は、厳しい財務状況の中で、保険契約者等の保護を図りつつ、将来の会社更生を目指す観点から、本日の申立てを行ったものと承知している。

今後は、裁判所の監督の下で、更生計画が策定されることとなる。

2. 協栄生命の保険契約の取扱いは、更生計画において定められることとなるが、保険業法に基づく保険契約の移転等の場合と同じく、生命保険契約については、生命保険契約者保護機構による資金援助等を通じて、保険契約者等の保護が図られることとなっ

ている。また、平成13年3月末までの特例期間中に支払事由の生じた死亡保険金等については、その全額が支払われるなどの保護がなされることとなっている。

3. 金融監督当局としては、協栄生命が、比較的早期の段階で申立てを行ったことから、保険契約者の保護に配慮した更生計画が策定されることを期待する。

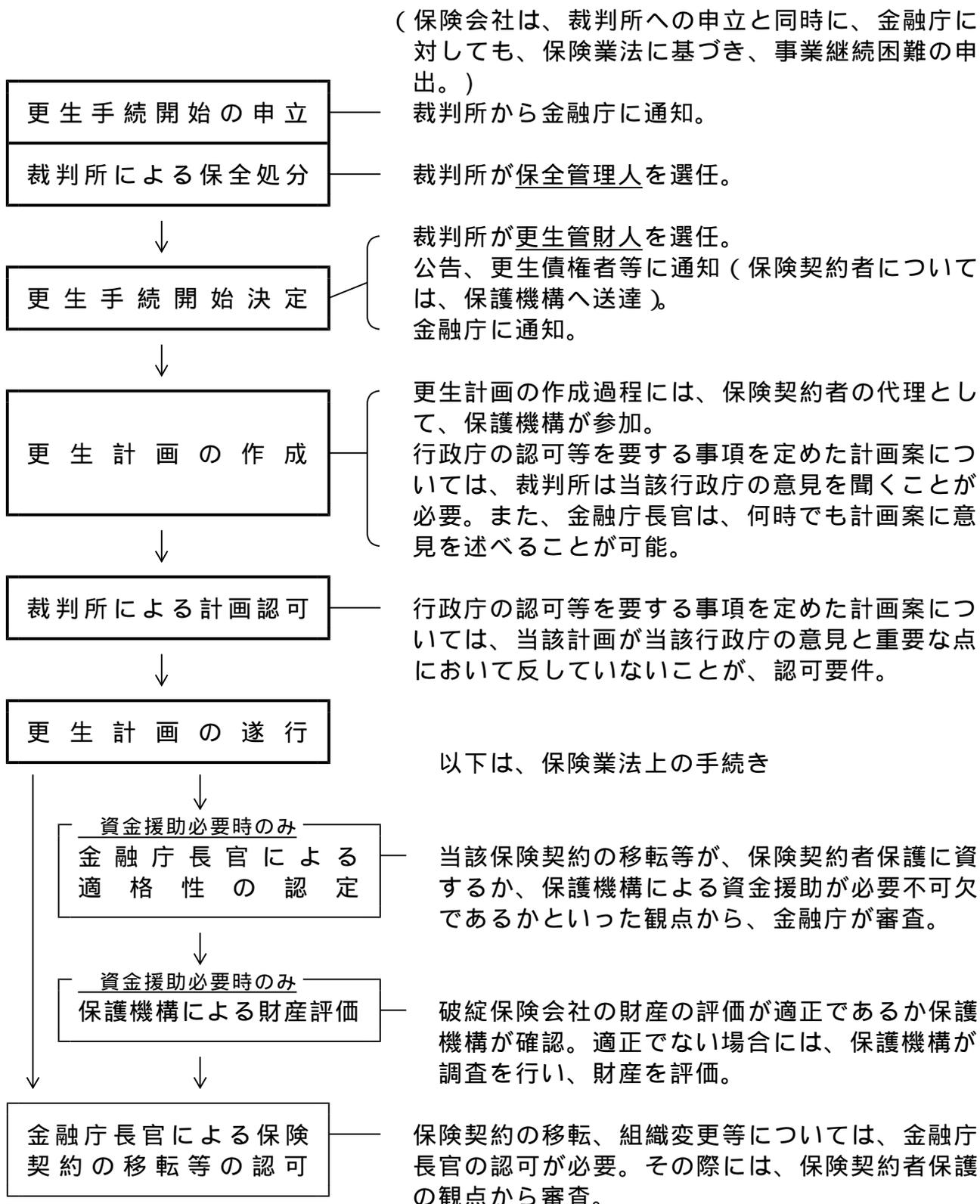
4. 当局としては、引き続き保険会社の経営の健全性の確保、保険契約者等の保護に万全を期し、保険業界の信用の維持に努めてまいりたい。

保険契約者におかれては、冷静な行動をとられることを強く希望する。

(金融再生委員会事務局総務課)

保険会社の更生手続（概略）

申立要件 事業の継続に著しい支障を来すことなく、弁済期にある債務を弁済できないとき。
破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるとき。



「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う政令案等の公表について

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、資産流動化計画の計画期間等を定めた資産の流動化に関する法律施行令案、運用対象資産の範囲等を定めた投資信託及び投資法人に関する法律施行令案、その他関係する政令案を、10月18日公表し、10月31日を期限にパブリックコメントに付した。また、これと併せて、業務開始手続き等を定めた総理府令案等も10月24日公表し、11月6日を期限にパブリックコメントに付した。

○平成12年10月18日発表

資産の流動化に関する法律施行令案要綱

資産の流動化に関する法律の施行に伴い、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令の全部を改正するこの政令を制定することとする。

第1 総則

1. 題名の改正

政令の題名を「資産の流動化に関する法律施行令」に改めることとする。

2. 定義

特定資産、特定目的会社、特定社債等について、所要の定義規定を設けることとする。

(第1条関係)

第2 特定目的会社制度

1. 業務開始届出書に記載すべき使用人、取締役の欠格事由

業務開始届出書に記載すべき使用人として営業所の業務統括者等を定めるとともに、解散を命ぜられた特定目的会社において解散命令の前30日以内に営業所の業務統括者等であったものは、他の特定目的会社の取締役又は監査役となることができないこととする。

(第2条関係)

2. 資産流動化計画の計画期間

資産流動化計画の計画期間の上限は、特定資産の区分に応じ、20年、25年又は50年とする。

(第3条関係)

3. 優先出資申込証等に記載する特定資産

の価格を調査する者

優先出資申込証及び特定社債申込証に記載する特定資産の価格を調査する者として、弁護士、公認会計士、弁理士等を定めることとする。

(第4条、第10条関係)

4. 会計監査人の監査を受けることを要しない特定社債の発行総額等

会計監査人の監査を受けることを要しない特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額は、200億円に満たない額とする。

(第9条関係)

5. 使用人の制限

取締役等の欠格事由に該当する者は、営業所の業務統括者等としてはならないこととする。

(第23条関係)

6. 著作権の信託に係る契約に付すべき条件

小説等の著作物に係る著作権の信託については、著作権に関する仲介業務に関する法律による許可を受けた者に再信託しなければならないこととする。

(第24条関係)

7. その他

優先出資の消却について準用する商法の規定の読替え等、所要の規定の整備を行うこととする。

(第5条～第8条、第11条～第22条、第25条関係)

第3 特定目的信託制度

1. 資産信託流動化計画の計画期間

資産信託流動化計画の計画期間の上限は、特定資産の区分に応じ、20年、25年又は50年とする。

(第27条関係)

2. 著作権を特定資産とする特定目的信託契約に付すべき条件

小説等の著作物に係る著作権の特定目的信託については、著作権に関する仲介業務に関する法律による許可を受けた者に再信託しなければならないこととする。

(第29条関係)

3. 社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件

社債的受益権を定める特定目的信託契約については、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額を定めること等の条件を定めることとする。

(第30条関係)

4. 利益の特定資産組入れ

利益を特定資産に組み入れる場合は、公租公課を控除した後でなければならないこととする。

(第44条関係)

5. 船舶登記規則等に係る特例

特定目的信託に係る船舶登記規則等の適用に際しての特例を規定する。

(第55条関係)

6. その他

特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え等、所要の規定の整備を行うこととする。

(第26条、第28条、第31条～第43条、第45条～第54条関係)

第4 雑則

1. 権限の委任

特定目的会社の届出の受理等に係る金融庁長官の権限の委任について、所要の規定の整備を行うこととする。

(第56条関係)

第5 その他

1. 施行期日、経過措置

この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成12年11月30日)から施行することとするとともに、その他必要な経過措置を定めることとする。

(附則関係)

投資信託及び投資法人に関する法律施行令案要綱

投資信託及び投資法人に関する法律の施行に伴い、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令の全部を改正するこの政令を制定することとする。

第1 総則

1. 題名の改正

政令の題名を「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」に改めることとする。

第2 投資信託制度

1. 権限を委託できる者の範囲

委託者の指図権限を委託することのできる対象者として信託会社等を追加することとする。

(第2条、第4条関係)

2. 特定資産の範囲

従来、運用対象資産として認められていた有価証券及び有価証券デリバティブに係る各権利に加え、不動産、不動産の賃借権、地上権、金銭債権、約束手形、金融先物取引等に係る権利、金融デリバティブ取引に係る権利、信託受益権及び匿名組合出資持分を特定資産として指定することとする。

(第3条関係)

3. 証券投資信託の定義

「主として有価証券」から不動産を含めた幅広い資産へ運用対象資産が拡大したことに伴い、証券投資信託の定義に関する規定の整備を行うこととする。

(第5条関係)

4. 金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外

今回の法改正により、金銭信託以外の

投資信託が明文で禁止されたが、金銭信託以外の投資信託が例外的に認められる場合を定めることとする。

(第8条関係)

5. 受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外

投資信託委託業者は、受益証券又は金銭の預託を受けることを禁止されているが、認可を受けて宅地建物取引業を営む場合等に金銭の預託を受けることを認めることとする。

(第15条関係)

6. 投資信託委託業に係る行為準則

(1) 投資信託委託業者と投資信託財産間の取引禁止の例外

投資信託委託業者は、自己又はその取締役と運用の指図を行う投資信託財産との間における取引を禁止されているが、届出をして不動産の管理業務を営む場合等における投資信託財産の不動産の管理の受託等の取引を認めることとする。

(第16条関係)

(2) 投資信託財産相互間の取引禁止の例外

投資信託委託業者は、運用の指図を行う投資信託財産相互間における取引の指図を禁止されているが、投資信託契約の終了に伴う取引等を例外として認めることとする。

(第17条関係)

(3) 投資信託財産と投資法人間の取引禁止の例外

投資信託委託業者は、運用の指図を行う投資信託財産と資産の運用を行う投資法人との間における取引の指図を禁止されているが、前項同様の例外を認めることとする。

(第18条関係)

(4) 相場性のある特定資産の指定

投資信託委託業者は、受益者以外の第三者の利益を図る目的をもって、相場を利用して正当な根拠を有しない取引を行うことを禁止されているが、特定資産の範囲が拡張されたことに伴い、

規制対象資産として不動産、金銭債権、金融オプション等を追加することとする。

(第19条関係)

(5) 投資信託委託業者の利害関係人等の範囲

投資信託委託業者は、その利害関係人等の顧客等の利益を図るために取引の指図を行うこと等を禁止されているが、今回、投資法人の投資法人債を新設したことに伴い、投資法人が発行する投資口又は投資法人債の合計の2分の1超の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者を利害関係人等に追加することとする。

(第20条、第21条関係)

7. 特定資産の価格を調査する者

特定資産の取得又は譲渡が行われた場合に資産の価格等の調査を行う者として、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等を定めることとする。

(第22条、第34条、第49条関係)

8. 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付

書面交付義務の課される利益相反取引の相手方、取引態様及び書面交付の対象者を定めることとする。

(第30条関係)

9. 投資法人資産運用業に係る行為準則

投資法人型につき、前記6と同様の規定を設けることとする。

(第33条関係)

10. 利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付

投資法人型につき、前記8と同様の規定を設けることとする。

(第36条関係)

11. 兼業の範囲

兼業業務として、不動産の管理業務及び金融先物取引業等を追加することとする。

(第38条、第39条関係)

12. 信託会社等の行為準則

今回、新設された委託者非指図型投資信託につき、前記6と同様の規定を設け

ることとする。

(第44条、第45条、第46条関係)

13. 信託会社等の利害関係人の範囲

委託者非指図型投資信託につき、前記6(5)と同様に利害関係人等の範囲を定めることとする。

(第47条関係)

14. 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付

委託者非指図型投資信託につき、前記8と同様の規定を設けることとする。

(第52条関係)

第3 投資法人制度

1. 資産の運用の範囲

投資対象となる資産の範囲が拡張したことに伴い、投資法人が規約に定める資産運用の対象及び方針に従い特定資産について行い取る取引の範囲を拡張することとする。

(第95条関係)

2. 投資法人との取引禁止の例外

投資法人は、投資信託委託業者等と資

産の運用に係る一定の行為を行うことを禁止されているが、前記6(1)と同様に取引の認められる例外を定めることとする。

(第96条関係)

第4 雑則

1. 関係行政機関の長との協議等

建設大臣との協議等の対象を定めることとする。

(第100条、第101条関係)

2. 権限の委任

投資信託委託業者の認可等に係る金融庁長官の権限の委任について、所要の規定の整備を行うこととする。

(第102条関係)

第5 その他

1. 施行期日

この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成12年11月30日)から施行することとする。

○平成12年10月24日発表

1. 資産の流動化に関する法律施行規則

業務開始届出・特定目的信託契約の届出等に係る手続き、資産流動化計画・投資信託流動化計画の記載事項等、その他所要の事項について定めるもの。

2. 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則

投資信託委託業の認可・投資法人設立の届出等に係る手続き、投資信託約款の記載事項等、その他所要の事項について定めるもの。

3. 新たに制定する関連府令

資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する総理府令

特定目的会社に係る資産対応証券について、特定譲渡人が募集等の取扱いを行うことが認められたことに伴い、その行為規制等の内容を定めるもの。

特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する総理府令

特定目的信託の受益証券について、原委託者が募集等を行うことが認められたことに伴い、その行為規制等の内容を定めるもの。

特定目的信託財産の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則

特定目的信託の信託財産に係る貸借対照表、損益計算書等の記載方法について定めるもの。

投資信託財産の貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び運用報告書に関する規則

投資信託財産に係る貸借対照表、損益計算書等の記載方法について定めるもの
投資法人の貸借対照表、損益計算書、

資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則
投資法人に係る貸借対照表、損益計算書等の記載方法について定めるもの
投資法人の監査報告書に関する規則
投資法人に係る監査報告書の記載方法について定めるもの
特定目的信託の権利者集会の招集通知に添付すべき議決権を行使するための書

面に関する規則

特定目的信託に係る権利者集会の招集通知に添付すべき、議決権を行使するための書面の様式を定めるもの。

4. その他必要な関係府令の整備等

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係府令につき所要の改正を行うもの。

(総務企画部企画課)

証券会社に関する総理府令等の一部改正案に係る概要の公表について

金融庁は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律の改正等に伴い、証券会社に関する総理府令及び証券会社の行為規制等に関する総理府令並びに会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する総理府令を改正するため、11月10日公表し、11月24日を期限にパブリックコメントに付した。

○平成12年11月10日発表

証券会社に関する総理府令・証券会社の行為規制等に関する総理府令・会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する総理府令の改正に係る概要について

1. 目的

協同組織金融機関の優先出資に関する法律の改正等に伴う関係府令の改正を行うものである。

2. 改正の内容

(1) 証券会社に関する総理府令

法第37条に規定する上場株券等の規定(第27条関係)に優先出資証券を追加する。

(2) 証券会社の行為規制等に関する総理府令

安定操作期間内における引受証券会社の自己計算買い付けの禁止等の規定(第4条第5号、同条第6号関係)における対象有価証券に優先出資証券を追加する。

(3) 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する総理府令

会社関係者となる協同組織金融機関の

普通出資者を中小企業等協同組合法第40条の2に定める権利を得た信用協同組合及び協同組合連合会並びに労働金庫法第40条に定める権利を得た労働金庫及び労働金庫連合会の普通出資者とする(第1条関係)。

3. 関係する法令等

証券取引法(第37条、第42条第1項第9号、第166条第1項第2号)

証券会社に関する総理府令(第27条)

証券会社の行為規制等に関する総理府令(第4条第5号、第6号)

会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する総理府令(第1条)

4. 実施時期

本パブリックコメント終了後、速やかに現行府令の必要箇所を改正し、公布の日から施行する。ただし、会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する総理府令の改正に関しては、一定の周知期間経過後施行する。

(総務企画部市場課)

(参 考)

関係する法令〔抜粋〕

【証券取引法】

〔取引所有価証券市場外での取引の禁止〕

第三十七条 証券会社は、顧客から証券取引所に上場されている株券、転換社債券その他の有価証券で総理府令で定めるもの

(第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。)の売買に関する注文を受けたときは、当該顧客の指示が取引所有価証券市場外で取引を行う旨の指示であることが明らかである場合を除き、取引所有価証券市場外で売買を成立させてはならない。

〔禁止行為〕

第四十二条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして総理府令で定めるものを除く。

一～八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等(有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。)、有価証券オプション取引等(有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。)若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等に関する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして総理府令で定める行為

〔会社関係者の禁止行為〕

第百六十六条 次の各号に掲げる者(以下この条において「会社関係者」という。)であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実(当該上場会社等の子会社に係る会社関係者(当該上場会社等に係る会社

関係者に該当する者を除く。)については、当該子会社の業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。)を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「売買等」という。)をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 (略)

二 当該上場会社等の商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主若しくは優先出資法に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして総理府令で定める者、商法第二百九十三条ノ八第一項に定める権利を有する株主又は有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十四条ノ三に定める権利を有する社員(これらの株主、普通出資者又は社員が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。)であるときはその役員等を、これらの株主、普通出資者又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)当該権利の行使に関し知つたとき。

三～五 (略)

～ (略)

【証券会社に関する総理府令】

(法第三十七条に規定する上場株券等)

第二十七条 法第三十七条に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株券

- 二 転換社債券
- 三 新株引受権付社債券
- 四 新株引受権証券
- 五 新株引受権証書
- 六 出資証券

【証券会社の行為規制等に関する総理府令】
(禁止行為)

第四条 法第四十二条第一項第九号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第二十条第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を表示する新株引受権証券(以下この条において「時価新株引受権証券」という。))以外の新株引受権証券を除き、時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券(端株券を含む。以下同じ。)に転換することを条件とする転換社債券(以下この条において「時価転換社債券」という。)及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券(以下この条において「時価新株引受権付社債券」という。))以外の社債券を除く。)の発行者が発行する株券(時価新株引受権証券の売出し(法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。))の場合には株券又は時価新株引受権証券、時価転換社債券の募集(五十名以上の者を相手方として行う場合に限る。以下この号において同じ。))又は売出しの場合には株券又は時価転換社債券、時価新株引受権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株引受権付社債券)で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券(法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。)に該当する

ものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

- イ 自己の計算による買付け(有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、令第二十条第一項に規定する安定操作取引のうち令第二十条から第二十五条までの規定に従い行うもの(以下この条において「安定操作取引」という。))、証券取引所の定める規則(法第八十五条の二第一項の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。))において当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び証券業協会の定める規則(法第七十六条第一項の規定に基づき金融再生委員会が認可するものに限る。))において当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けを除く。)をする行為
- ロ 他の証券会社(外国証券会社を含む。)に買付けの委託等をする行為
- ハ 令第二十条第一項に規定する安定操作取引に係る有価証券の発行者である会社の計算による買付けの受託等(株券の買付けの受託に限る。)をする行為
- ニ 令第二十条第三項各号に掲げる者の計算による買付けの受託等(有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買による買付け及び安定操作取引の受託を除く。)をする行為
- 七 安定操作取引又はその受託等をした証券会社が、その最初に行つた安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株引受権証券、時価

轉換社債券若しくは時価新株引受権付社債券について買付けの受託若しくは売付け（証券会社（外国証券会社を含む。）からの買付けの受託又は証券会社への売付けを除く。）又は当該有価証券の売買に係る有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引（オプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において買主としての地位を取得するものの取得又はオプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものの付与に限る。）の受託（証券会社からの受託を除く。）をする行為

八～十四（略）

【会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する総理府令】

（会社関係者となる協同組織金融機関の普通出資者）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百六十六条第一項第二号に規定する総理府令で定める者は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第四十条の二に定める権利を得た全国を地区とする信用協同組合連合会の普通出資者及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十条に定める権利を得た全国を地区とする労働金庫連合会の普通出資者とする。

証券取引所の設立等に関する総理府令等の一部を改正する総理府令案に係る概要の公表について

「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴い、取引所の株式会社への組織変更に係る手続き等を定めた総理府令案を、10月26日公表し、11月8日を期限にパブリック・コメントに付した。

○平成12年10月26日発表

証券取引所の設立等に関する総理府令等の一部を改正する総理府令案の概要

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、証券取引所の設立等に関する総理府令及び金融先物取引法施行規則等の改正を行うこととする。

1 証券取引所の設立等に関する総理府令の一部改正

題名を「証券取引所に関する総理府令」とする。

法第八十条第二項第二号に規定する競買その他の総理府令で定める方法は、有価証券市場を開設する場合の以下の方法とする。

- (1) 競売買の方法
- (2) 複数の証券会社等が、恒常的に売付

け及び買付けの気配を提示し、かつ当該売付け及び買付けの気配に基づき売買を行う義務を負う方法

- (3) 電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う方法（PTS業務の認可を受けて証券会社又は外国証券会社が行う業務の方法を除く。）

（参考）PTS業務における売買価格決定方法については、従来の「市場価格売買方式」、「顧客間交渉方式」に加え、「顧客注文対当方式」、「売買気配提示方式」の2つの方法を認める方向で検討中。（10月26日付パブリック・コメント「私設取引システム（PTS）開設等に係る指針の公表について」）

免許申請書の添付書類として、以下のものを追加する。(法第82条第2項関係)

- (1) 理由書、法人登記簿の謄本、創立総会の議事録
- (2) 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業並びに持株数を記載した書類(免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。)
- (3) 証券取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保・配置の状況を記載した書類
- (4) 事務の機構及び分掌を記載した書類
- (5) 最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類
- (6) 電子情報処理組織を使用する場合には、その概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- (7) 証券取引所以外の株式会社が従前の目的を変更して免許申請書を提出する場合

従前の目的を変更して取引所有価証券市場を開設することを決議した株主総会の議事録

従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面

最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面

組織変更計画書の記載事項として以下のとおり規定する。(法第101条の2第5項関係)

- (1) 組織変更後の商号、資本の額及び資本準備金の額
- (2) 組織変更後に発行する株式の総数及び額面株式を発行するときは、一株の金額
- (3) 会員に対する割当てにより発行する株式の総数及び額面又は無額面の別並びに発行価額
- (4) 組織変更前の会員証券取引所の会員に対して支払う金額を定めたときは、その規定

組織変更前の会員証券取引所が備え置くべき書類として、以下のものを規定する。(法第101条の3第1項関係)

- (1) 組織変更計画書、組織変更に関する議案、組織変更後の定款
- (2) 会員に対する株式の割当てに関する事項について理由を記載した書面
- (3) 最終の貸借対照表及び収支計算書

組織変更後の株式会社証券取引所が備え置くべき書類として、以下のものを規定する。(法第101条の5第1項関係)

- (1) 商法第100条の規定による手続きの経過
- (2) 組織変更の日
- (3) 組織変更の際して株式を発行したときは、商法第173条ノ2第1項の規定による株式会社の取締役及び監査役となるべき者の調査に関する事項

組織変更認可申請書の添付書類として、以下のものを規定する。(法第101条の11第3項関係)

- (1) 理由書、組織変更計画書、組織変更後の定款その他の規則、組織変更計画書を承認した総会の議事録
- (2) 貸借対照表及び収支計算書
- (3) 組織変更後の株式会社証券取引所の役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその者が法第28条の4第9号イからへまで及び商法第254条の2第3号に該当しないことを誓約する書面
- (4) 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業並びに持株数を記載した書類
- (5) 現に存する純資産額を証する書面
- (6) 株式会社証券取引所の役員となるべき者が就任を承諾したことを証する書面
- (7) 組織変更の際して株式を発行したときは、以下の書面

株式の申込み及び引受けを証する書面

取締役及び監査役又は検査役の調査報告書、商法第173条第3項前段の弁護士の証明書、これらの附属書

類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面

検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

払込みを取り扱った銀行又は信託銀行の払込金の保管に関する証明書

(8) 商法第100条第1項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

(9) 証券取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保・配置の状況を記載した書類

(10) 組織変更後の事務の機構及び分掌を記載した書類

取得又は所有の態様その他の事情を勘案して取得又は所有する株式から除く株式として、以下のとおり規定する。(法第103条第1項関係)

(1) 信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社証券取引所(以下、「会社」という。)の株式(法第103条第3項第1号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は所有する株式とみなされるものを除く。)

(2) 法人の代表権を有する者又は支配人が当該代表権又はその有する代理権に基づき取得し、又は所有する会社株式

(3) 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の1回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法第210条ノ2第1項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式(法第103条第3項第1号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は所有する株式とみなされるものを除く。)

(4) 相続人が相続財産として取得し、又

は所有する会社の株式(当該相続人(共同相続の場合を除く。)が単純承認(単純承認したものとみなされる場合を含む。)又は限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。)

(5) 会社が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する会社の株式取得等の制限が適用されないもの(ただし、会社の発行済株式の総数の百分の五を超える部分の数の対象株式については、その超えることとなった日から1年を超えて所有してはならない。)として、以下のとおり規定する。(法第103条第2項関係)

(1) 所有する会社の対象株式の数に増加がない場合

(2) 担保権の行使又は代物弁済の受領により会社の対象株式を取得し、又は所有する場合

(3) 証券業を営む者が業務として会社の対象株式を取得し、又は所有する場合(法第2条第8項第1号に掲げる行為により取得し、又は所有するものを除く。)

(4) 法第156条の3第1項に規定する業務を営む者が当該業務として会社の対象株式を取得し、又は所有する場合
株式会社証券取引所が公衆の縦覧に供する事項を、以下のとおり規定する。

(法第104条関係)

(1) その発行済株式の総数を公衆の縦覧に供する。

(2) 新株引受権の行使又は社債の転換等によって発行済株式の総数に変更があった場合における発行済株式の総数は、前月末日現在のものによることができる。

(3) 発行済株式の総数に変更があった場合において、その登記が行われるまでの間は、登記されている発行済株式の総数をもって、(1)の発行済株式の総数とみなすことができる。

(4) 株式会社証券取引所は、発行済株式の総数を記載した書面を本店に備え置

き、その営業時間中これを公衆の縦覧に供しなければならない。

資本の額の減少の認可申請書に添付する書類として、以下のものを規定する。

(法第105条第1項関係)

- (1) 理由書、資本の額の減少の方法を記載した書類、株主総会の議事録、貸借
- (2) 商法第100条第1項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- (3) 株式の併合又は消却をする場合には、商法第215条第1項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

資本の額の増加の届出書に添付する書類として、以下のものを規定する。(法第105条第2項関係)

- (1) 取締役会の議事録
- (2) 資本の額の増加の方法を記載した書類
- (3) 増資後に想定される貸借対照表

証券取引所が発行者である有価証券(当該証券取引所の子会社が発行者である有価証券を含む。)の上場承認申請及び上場廃止承認申請書類として以下のものを規定する。(法第110条第2項、第112条第2項関係)

- (1) 上場承認申請

上場承認申請書

有価証券の証券取引所への上場の際に、当該有価証券の発行者が当該証券取引所に対し上場審査のためにその規則の定めるところにより提出すべき書類と同等の書類

- (2) 上場廃止承認申請

上場廃止承認申請書

上場を廃止しようとする理由を記載した書類

有価証券の上場廃止についての発行者の同意の有無を記載した書類(当該証券取引所の子会社が発行者である有価証券の上場廃止の場合に限る。)

有価証券市場開設の免許を受けた者が、当該免許を受けた日から6月以内に取引所有価証券市場を開設しなかったとき、やむを得ない理由があるとして、当該者

から免許の効力に係る承認申請があった場合における審査基準を、以下のとおり規定する。(法第134条第1項第5号関係)

- (1) 免許を受けた日から6月以内に取引所有価証券市場を開設することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること

- (2) 合理的な期間内に取引所有価証券市場を開設できると見込まれること

- (3) 当該免許の際に審査の基礎となった事項について取引所有価証券市場の開設が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること

会員証券取引所と株式会社証券取引所が合併する場合の合併契約書記載事項を、以下のとおり規定する。(法第138条第1項関係)

- (1) 合併を行う株式会社証券取引所が合併後存続する場合

合併により定款を変更するときは、その規定

合併に際して発行する新株の総数、額面又は無額面の別、種類及び数並びに合併により消滅する会員証券取引所の会員に対する新株の割当てに関する事項

増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

合併により消滅する会員証券取引所の会員に対して支払う金額を定めるときは、その規定

各証券取引所の株主総会又は総会の期日

合併を行う時期

合併の日までに利益配当又は商法第293条ノ5第1項の金銭の分配を行うときは、その限度額

合併に際して就任すべき取締役又は監査役を定めるときは、その規定

- (2) 合併により株式会社証券取引所を設立する場合

定款の規定

合併に際して発行する株式の種類

及び数並びに合併により消滅する証券取引所の会員及び株主に対する株式の割当てに関する事項

資本の額及び準備金に関する事項

合併により消滅する証券取引所の会員及び株主に対して支払う金額を定めたときは、その規定

各証券取引所の株主総会又は総会の期日

合併を行う時期

合併により消滅する株式会社証券取引所が合併の日までに利益配当又は商法第293条ノ5第1項の金銭の分配を行うときは、その限度額

取締役及び監査役の氏名

合併認可申請書の添付書類に、以下のものを規定する。(法第140条第3項関係)

- (1) 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業並びに持株数を記載した書類(合併後の証券取引所が株式会社である場合に限る。)
- (2) 合併に際して就任する役員があるときは、就任を承諾したことを証する書類
- (3) 商法第412条第1項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- (4) 証券取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保・配置の状況を記載した書類
- (5) 合併後の事務の機構及び分掌を記載した書類

合併する各証券取引所が備え置くべき書類として、以下のものを規定する。

(法第143条関係)

- (1) 合併契約書
- (2) 合併契約書の承認の決議をする総会の会日前6月以内に作成された貸借対照表及び収支計算書
- (3) (2)の貸借対照表及び収支計算書が、最終のものでないときは、最終の貸借対照表及び収支計算書
- (4) 消滅する証券取引所の会員に対する株式の割当てに関する事項について理由を記載した書面(株式会社証券取引

所と会員証券取引所の合併の場合に限る。)

法第188条の規定に基づく提出書類

(総会において承認したとき、遅滞なく提出するもの)について、株式会社証券取引所が提出する書類として以下のものを規定する。

- (1) 商法第281条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損益の処理に関する議案及び附属明細書
- (2) 信認金明細表、売買・取引証拠金明細表、その他諸勘定明細表
- (3) 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業並びに持株数を記載した書類

その他、法第188条の規定に基づく提出書類について、以下のものを追加する。

- (1) 関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する関係会社をいう。)の毎事業年度経過後3月以内関係会社に関する報告書
- (2) 毎月ごとに作成し当該期間終了後1月以内毎月末における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書面(株式会社証券取引所に限る。)
- (3) 他の法人その他の団体が、関係会社に該当し、又は該当しないこととなった場合関係会社届出書

その他

証券取引所において使用する電子情報処理組織の内容の変更及び異常発生時の報告規定等、所要の規定整備を行うこととする。

2 金融先物取引法施行規則の一部改正

免許申請書の添付書類として、以下のものを追加する。(法第4条第2項関係)

- (1) 理由書、組合等登記簿又は法人登記簿の謄本
- (2) 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業並びに持株数を記載した書類(免許を受けようとする者が株式

- 会社である場合に限る。)
- (3) 金融先物取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保・配置の状況を記載した書類
- (4) 事務の機構及び分掌を記載した書類
- (5) 最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類
- (6) 電子情報処理組織を使用する場合には、その概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- (7) 金融先物取引所以外の株式会社が従前の目的を変更して免許申請書を提出する場合
 従前の目的を変更して金融先物市場を開設することを決議した株主総会の議事録
 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面
 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面
 組織変更計画書の記載事項として、以下のとおり規定する。(法第34条の5第5項関係)
- (1) 組織変更後の商号、資本の額及び資本準備金の額
- (2) 組織変更後に発行する株式の総数及び額面株式を発行するときは、一株の金額
- (3) 会員に対する割当てにより発行する株式の総数及び額面又は無額面の別並びに発行価額
- (4) 組織変更前の会員金融先物取引所の会員に対して支払う金額を定めたときは、その規定
 組織変更前の会員金融先物取引所が備え置くべき書類として、以下のものを規定する。(法第34条の6第1項関係)
- (1) 組織変更計画書、組織変更に関する議案、組織変更後の定款
- (2) 会員に対する株式の割当てに関する事項について理由を記載した書面
- (3) 最終の貸借対照表及び収支計算書
 組織変更後の株式会社金融先物取引所が備え置くべき書類として、以下のものを規定する。(法第34条の8第1項関係)
- (1) 商法第100条の規定による手続きの経過
- (2) 組織変更の日
- (3) 組織変更に際して株式を発行したときは、商法第173条ノ2第1項の規定による株式会社の取締役及び監査役となるべき者の調査に関する事項
 組織変更認可申請書の添付書類として、以下のものを規定する。(法第34条の14第3項関係)
- (1) 理由書、組織変更計画書、組織変更後の定款その他の規則、組織変更計画書を承認した総会の議事録

(総務企画部市場課)

私設取引システム（PTS）開設等に 係る指針の公表について

金融庁は、投資家保護等の観点を踏まえながら、有価証券取引の電子化に資する環境整備を進めるため、「私設取引システム（PTS）の開設に係る指針」を策定することとし、指針案を10月26日公表し、11月8日を期限にパブリック・コメントに付した。PTS業務における売買価格の決定方式の拡充や公正な取引の確保のためのルールの整備、PTS規制（認可基準、定期報告）の見直し等を内容とするものであり、指針に基づき関係総理府令等の整備を行うこととしている。

1. 基本的考え方

最近、証券会社等による私設取引システム（PTS）の開設といった、新たな形態の証券業の展開が見受けられる。こうした電子取引市場開設の動きは、市場間競争を通じて有価証券市場全体の効率性を向上させるとともに、流動性の低い有価証券の流通市場を整備すること等により、投資者の利便性の向上にも寄与するものである。

他方、こうした新たな形態の証券業については、公正な取引の確保、投資者保護の観点から、従来の伝統的な証券業においては想定していなかった様々な問題が予想される。

従って、金融庁としては、以上のような考え方の下、投資者保護等の観点も踏まえ、有価証券取引の電子化に資する環境整備を進めるため、私設取引システムの開設に係る一定の指針（ルール）を策定することとした。

なお、12月1日の改正証券取引法施行と同時に、本指針に基づくPTS業務の認可を開始することとする。

2. PTS業務における売買価格の決定方法の拡充

PTS業務における売買価格の決定方法として、従来の「市場価格売買方式」、「顧客間交渉方式」に加え、更に、以下の二つの方法を認めることとする（総理府令）。

(1) 顧客注文対当方式

PTS業務における売買価格の決定方法として、「顧客注文対当方式（顧客同士の注文を対当させることにより取引を成立させる方法）」を認めることとする。

なお、この方法は、顧客の指値を付け合わせる点において一定の価格形成機能を有するものの、成行注文や板寄せという手法が行われないという点において、取引所有価証券市場ほどには高度な価格形成機能を有しないものと整理される。

(2) 売買気配提示方式

PTS業務における売買価格の決定方

法として、「売買気配提示方式（証券会社が売り気配及び買い気配を提示し、当該気配に基づき自己の計算で顧客との間で売買を行う方法）」を認めることとする。

なお、この方法は、マーケットメイカーが自らの提示気配に基づき売買を行う点において一定の価格形成機能を有するものの、店頭売買有価証券市場ほどには高度な価格形成機能を有しないものと整理される。

3. 公正な取引の確保のためのルールの整備

証券会社は自主規制機能を有しないことから、PTS業務において、新たに売買価格の決定方法を追加すること等により一定の価格形成機能が生ずることとなれば、公正な取引の確保や投資者保護の面で問題を生じる惧れがある。

このため、不公正取引を防止する等の観点から、取扱有価証券の性質も含め、その取引が行われる場の性質に応じたルールを課すことが必要である（事務ガイドライン）

(1) 価格情報等の外部公表

PTS業務を含めた取引所外取引において公正な取引を確保する上では、その価格形成が公正かつ透明に行われる必要があり、そのためには、価格情報の報告・集中・公表が不可欠な要素となる。

従って、株券等を取り扱うPTS業務について、当該システムの最良気配・取引価格等を、他の証券会社によるPTS業務と比較可能な形で即時に外部公表することを義務付け、これを認可の条件とする。

(2) 取引高シェアに基づく数量基準の導入

証券会社は自主規制機能を有しないことから、PTS業務において一定の価格形成機能を認めた結果、取引参加者が増加し、その規模（取引高シェア）が一定以上に拡大した場合には、公正な取引の確保の面で問題が生じる惧れが大きくなるとともに、主たる市場である取引所等

の流動性を低下させ、公正な価格形成を阻害する恐れが生ずる。

従って、上場株券等及び店頭登録株券等を取り扱うPTS業務について、取引高シェアが一定の水準を超える場合には、それに基づいて一定の措置を講ずることを義務付け、これを認可の条件とする。

4. PTS規制（認可基準、定期報告）の見直し

今回PTS業務の範囲を拡充することにより、従来の伝統的な証券業においては予想されなかった、新たな形態の証券業の展開が予想される。

従って、投資者保護等の観点から、こうした新たな形態のPTS業務に対する認可の審査及び監督上の対応として、以下に掲げる認可基準や定期報告等について、所要の見直しを行うこととする（総理府令、事務ガイドライン）。

取引量等についての月次報告

内部管理体制の充実

売買価格の決定方法を含めた取引ルールの顧客への十分な説明義務

システム容量等の安全性・確実性の確保

取引情報の機密保持のための予防措置

（総務企画部市場課）

（監督部証券課）

「電子バンキンググループの活動の趣旨及び白書」の公表について

10月23日、パーゼル銀行監督委員会・電子バンキンググループは、本年上半期の作業成果を、「電子バンキンググループの活動の趣旨および白書」として取りまとめ公表した。これは、電子バンキングを巡る諸問題に対し、銀行監督当局及び銀行の注意を喚起することを主目的としている。

○平成12年10月23日発表

1. パーゼル銀行監督委員会は、近年、インターネット等を介した電子バンキングが急速に拡大していることに注目し、この分野の現状把握やリスク分析を行なうため、昨年11月、電子バンキンググループ（以下EBG、議長はJohn Hawke通貨監督庁長官）を設置した。

2. EBGは、本年上半期までをPhase Iとして、各国における電子バンキングの進展状況や監督体制の把握、および電子バンキングを巡る課題の分析作業を行ってきた。また本年下期をPhase IIとして、Phase Iにおける作業の成果に加え、金融機関、テクノロジー・プロバイダー、コンサルティング会社等への追加調査を幅広く実施し、電子バンキングの監督に係るガイダンスを

作成する予定である。

3. 本ペーパーは、Phase Iの作業成果を白書として取りまとめて公表することにより、電子バンキングを巡る諸問題に対する銀行監督当局および銀行の注意を喚起することを主たる目的としている。本ペーパーは、（1）EBGの活動の趣旨を説明した序文に、（2）クロスボーダー電子バンキングにおける監督上の課題、（3）電子バンキングのリスク管理における監督上の課題を扱った2つの白書を添付するという構成を採っている。

4. 本ペーパーは、原文（英語）についてはBISのウェブサイト上（<http://www.bis.org>）、和文（仮訳）については当庁のウェブサイト上にて閲覧可能となっている。

（総務企画部国際課）

環太平洋マネー・ローンダリング・コンファランスについて

10月21日～24日にかけて、上記コンファランスがカナダ・米政府の共催によりヴァンクーバーで開催され、当庁からは特定金融情報室長が出席した。

○平成12年10月30日発表

・本会合のポイント

特定金融情報室長はアジアにおけるマネー・ローンダリング対策に関するワークショップの議長を務めるとともに、わが国の「疑わしい取引届出制度」の運用状況について発表を行った。

また、コンファランスには環太平洋約20カ国の官民関係者約500名が参加したが、中でも、従来マネー・ローンダリング対策に消極

的と見られていた中国、ベトナム等から複数の政府関係者が出席している点が注目を集めた。この内、中国は、顧客の本人確認制度を本年4月から導入したこと、マネー・ローンダリングの前提犯罪を拡大する法案を起草中であること、「疑わしい取引の届出制度」の導入についても検討中である旨、明らかにした。

(総務企画部総務課特定金融情報室)

預金保険制度を活用した資金援助案件

金融再生委員会は、西相信用金庫のさがみ信用金庫への事業譲渡及び松沢信用金庫の昭和信用金庫への事業譲渡に係る特別資金援助の必要性の認定について、10月31日、合わせて議決した。

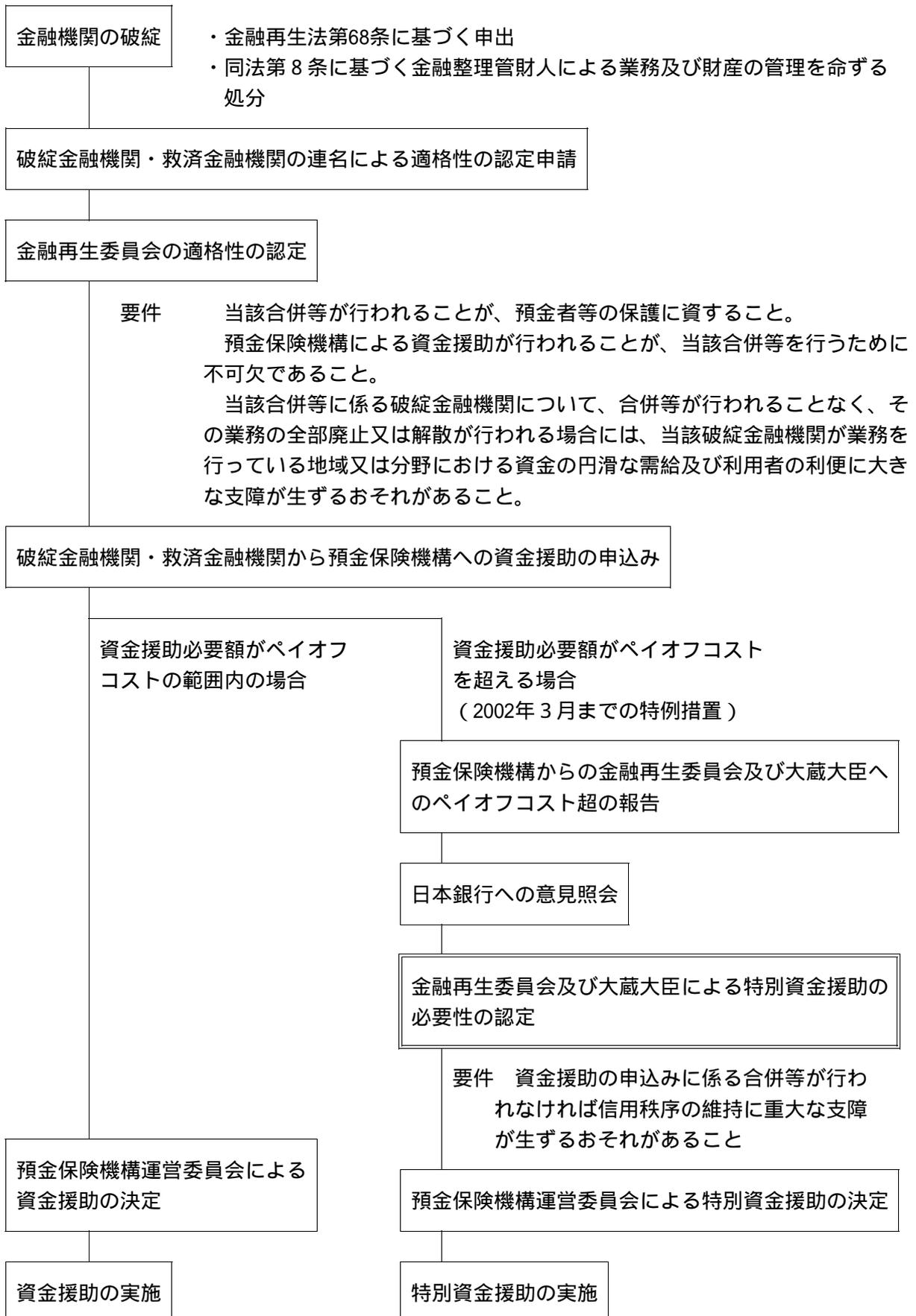
○平成12年10月31日発表

受皿金融機関		さがみ信用金庫	昭和信用金庫
所在地		神奈川県小田原市	東京都世田谷区
業 容 (12 年 3 月 末)	代表者名	松浦 康二	藪崎 丈尚
	預金量(億円)	5,404	1,825
	貸出金(億円)	3,549	1,273
	店舗数(店)	43	12
	常勤役職員(人)	732	299
	会員数(人)	46,476	16,118
	出資金(百万円)	2,832	567
破綻金融機関		西相信用金庫	松沢信用金庫
所在地		神奈川県足柄下郡	東京都世田谷区
業 容 (12 年 3 月 末)	代表者名	平井 八郎	元木 秀夫
	預金量(億円)	754	757
	貸出金(億円)	622	644
	店舗数(店)	12	10
	常勤役職員(人)	155	151
	会員数(人)	16,791	11,146
	出資金(百万円)	383	822

(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

(参 考)

預金保険機構の資金援助手続き



日南信用金庫の事業譲渡契約の締結について

日南信用金庫の譲渡先選定については、去る8月10日に日南信用金庫と南郷信用金庫との間で事業譲渡に係る基本合意書締結後、当事者間で鋭意協議が進められた結果、10月20日、日南信用金庫と南郷信用金庫との間で事業譲渡契約書が締結された。今後、金融再生法等に基づく所要の措置が講じられ、平成13年2月26日に事業譲渡が行われる予定とされている。

○平成12年10月20日発表

1. 日南信用金庫の譲渡先の選定については、去る8月10日の南郷信用金庫との間の事業譲渡に係る基本合意書締結後、日南信用金庫の金融整理管財人と南郷信用金庫との間で事業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められ、この程、両金庫間で合意に達した。
2. その結果を踏まえ、昨日の金融再生委員会において、日南信用金庫と南郷信用金庫との間で事業譲渡契約を締結することを了承し、これを受けて本日、両金庫の間で事業譲渡契約が調印・締結されたところである。
3. 今後、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の手続き及び措置が講じられ、平成13年2月26日に日南信用金庫から南郷信用金庫への事業譲渡が行われる予定となっている。
4. 当委員会としては、現在金融整理管財人の管理下にある他の金融機関についても極力早期の譲渡を実現すべく引き続き金融整理管財人を最大限支援・指導してまいり所存である。また、破綻金融機関の旧経営陣の民事・刑事上の責任が早期かつ適切に解明されることを期待する。

(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

北兵庫信用組合に対する管理の終了期限の延長について

北兵庫信用組合の譲渡先選定については、5月26日に株式会社みなと銀行との間で事業譲渡契約書が締結され、12月11日に事業譲渡が行われることが予定されているところであるが、事業譲渡を行うまでに管理を命ずる処分があった日から1年の期間を経過することから、管理の終了期限を事業譲渡日まで延長することとした。

○平成12年10月20日発表

1. 北兵庫信用組合については、平成11年10月29日、兵庫県知事により金融再生法第8条に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた。
2. 同信用組合の譲渡先選定については、同信用組合の金融整理管財人により鋭意作業・検討が進められた結果、平成12年5月26日、株式会社みなと銀行との間で、「事業譲渡契約書」が締結され、平成12年7月13日に事業譲渡の期日に関する「覚書」が締結された。
3. 当該「覚書」においては、今後の事業譲渡作業等に要する期間を踏まえ、事業譲渡が平成12年12月11日に行われることが予定されているところであるが、事業譲渡を行なうまでに管理を命ずる処分があった日から1年の期間を経過することとなることから、本日、金融整理管財人からの申請を受け、金融再生法第25条に基づき、その期限を事業譲渡日まで延長することを承認した。

(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

証券投資信託委託業の認可・ 投資一任契約に係る業務の認可について

金融再生委員会は、10月31日、三和アセットマネジメント(株)に対し証券投資信託委託業の認可を行った。また、同日、アクシーズ投資顧問(株)、プライベート投資顧問(株)及びファンネックス・アセット・マネジメント(株)に対し投資一任契約に係る業務の認可を行った。

○平成12年10月31日発表

認可申請会社の概要

1. 商号 三和アセットマネジメント株式会社
2. 本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目1番3号
3. 設立年月日 平成5年9月27日
4. 資本金 12億8000万円
5. 資本構成 (株)三和銀行 79% その他株主 21%
6. 代表者 代表取締役社長 富士 智之
7. 役職員数 101名
8. 既存業務 平成9年9月 投資顧問業登録
平成9年11月 投資一任契約に係る業務認可
9. 認可業務 証券投資信託委託業

認可申請会社の概要

1. 商号 アクシーズ投資顧問株式会社
2. 本店所在地 東京都中央区日本橋本石町一丁目2番1号
3. 設立年月日 平成8年10月4日
4. 資本金 1億1200万円
5. 資本構成 アクシーズ・ジャパン証券株式会社 77.6% その他 22.4%
6. 代表者 代表取締役社長 吉田 稔
7. 役職員数 6名

- 8. 既存業務 平成8年10月 投資顧問業登録
- 9. 認可業務 投資一任契約に係る業務

認可申請会社の概要

- 1. 商号 プライベート投資顧問株式会社
- 2. 本店所在地 東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号
- 3. 設立年月日 平成12年7月26日
- 4. 資本金 3億円
- 5. 資本構成 プライベート証券マネジメント株式会社 100%
- 6. 代表者 代表取締役 楠木 英美
- 7. 役職員数 15名
- 8. 既存業務 平成12年9月 投資顧問業登録
- 9. 認可業務 投資一任契約に係る業務

認可申請会社の概要

- 1. 商号 ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社
- 2. 本店所在地 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
- 3. 設立年月日 平成12年1月14日
- 4. 資本金 3億2000万円
- 5. 資本構成 西澤 賢 30% (株)中前国際経済研究所 20%
日興アセットマネジメント(株) 19.8% その他 30.2%
- 6. 代表者 代表取締役社長 西澤 賢
- 7. 役職員数 14名
- 8. 既存業務 平成12年2月 投資顧問業登録
- 9. 認可業務 投資一任契約に係る業務

(監督部証券課)
(金融再生委員会事務局総務課)

編集：金融庁総務企画部政策課

内容の照会先（代表 03-3506-6000）

財務局理財部長会議の（内線3168） p 1
開催

臨時財務局検査監理官（3506-6197） p 2
等会議の開催

協栄生命保険株式会社（内線3340） p 3
について

S P C 法等の一部改正（内線3515） p 4
法律の施行に伴う関係

政令案等の公表
証券会社に関する総理（内線3620） p 10

府令等の一部改正案に
係る概要の公表

証券取引所の設立等に（内線3612） p 13
関する総理府令等一部

改正総理府令案の公表
P T S 開設等に係る指（内線3604） p 18

針の公表（内線3352）

「電子バンキングゲル（内線3197） p 20
ープの活動の趣旨及び

白書」の公表
環太平洋マネー・ロー（3506-6055） p 21

ンダリング・コンファ
ランスについて

預金保険制度を活用し（3502-7612） p 21
た資金援助案件

日南信用金庫の事業譲（3502-7524） p 23
渡契約の締結

北兵庫信用組合に対す（3502-7608） p 23
る管理の終了期限の延

長
証券投資信託委託業の（内線3359） p 24

認可・投資一任契約に（3502-7322）
係る業務の認可

編集後記

最近、鍵穴に細い特殊な工具を差し込んで鍵を開ける「ピッキング」による空き巣被害が増しているという。ピッキング被害にあいやすい鍵は鍵穴が縦型のディスクシリンダーとのことで、うちの鍵がまさしくそれであった。

管理人に確認したところ「鍵を一斉に替える予定はないが、個々に替えることは構わない」とのことだったので、自分で業者を呼び鍵を替えた。

今回のことで感じたのは、一番悪いのはピッキングをする空き巣だとしても、「鍵の製造会

社は本件についてどう対応するつもりか」ということである。特殊とはいえ簡単な工具を使って数秒で開くような鍵を製造した結果、「この鍵は危ないので付け替えを」と広告しこれを機会に商売できるものなのか、ということである。

もしも、鍵の製造会社にも職人氣質的なものがあるのならば、危ない鍵と判った際に一斉に無料で直すとか、それでは会社が傾きかねないのであれば実費で直すとか、もっと会社の良心や自社で作った鍵への誇りが欲しいと思った次第である。

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>